構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

平成 16 年 5 月 1 3 日

内閣総理大臣 殿

千代田区長 石川雅己

平成15年10月24日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第6条第1項の規定及び法附則第3条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画の変更の認定を申請します。

記

1.変更事項

- (1) <構造改革特別区域計画の記載事項>
 - 5 構造改革特別区域計画の意義
 - 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社 会的効果
 - 8 特定事業の名称
- (2) < 別紙の記載事項(上記特定事業に係る別紙の追加) >

別紙

別紙

別紙

2.変更事項の内容

別紙「新旧対照表」のとおり。

新

構造改革特別区域計画

1~4(略)

5 構造改革特別区域計画の意義

(略)

デジタルハリウッド株式会社では、これまで、デジタルコンテンツ制作者を対象とした高度な内容の教育サービスを提供しており、同社が設置する<u>大学及び</u>専門職大学院は、さらにITの先端技術に習熟した人材を輩出するものと考えられる。

また、株式会社東京リーガルマインドは、司法試験、司法書士試験、公認会計士試験などの受験生を対象とした高いレベルの教育サービスを提供しており、同社の設置する大学<u>及び専門職大学院</u>は、専門性と共に幅広い教養を兼ね備えた人材を育成する教育・研究体制を充実させることにより、新しいビジネスを立ち上げる人材や総合法律情報の専門家、公認会計工を輩出することが期待できる。

(略)

6 (略)

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済 的社会的効果

(1) 学校設置による社会的効果

(略)

地元雇用人材

平成 17 年度 16 人

平成 18 年度 18人

平成 19 年度 24 人

(略)

(2)学校設置による経済的効果

(略)

・株式会社による大学及び専門職大学院の新設(削除)の場合の試算 初年度 160 名(削除)から順次増加し4年目 1220名の学生数 が見込まれる。学生1ヶ月1名あたり3万円の消費をなすと仮定 すると、年額換算では4億3920万円の新たな消費が見込まれる。 さらに学校スタッフとして4年間で概ね100名以上の追加雇用 が見込まれ、地域における雇用の創出に貢献する。

(略)

IΒ

構造改革特別区域計画

1~4(略)

5 構造改革特別区域計画の意義

(略)

デジタルハリウッド株式会社では、これまで、デジタルコンテンツ制作者を対象とした高度な内容の教育サービスを提供しており、同社が設置する専門職大学院は、さらにITの先端技術に習熟した人材を輩出するものと考えられる。

また、株式会社東京リーガルマインドは、司法試験、司法書士試験、公認会計士試験などの受験生を対象とした高いレベルの教育サービスを提供しており、同社の設置する大学は、専門性と共に幅広い教養を兼ね備えた人材を育成する教育・研究体制を充実させることにより、新しいビジネスを立ち上げる人材や総合法律情報の専門家を輩出することが期待できる。

(略)

6 (略)

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済 的社会的効果

(1) 学校設置による社会的効果

(略)

地元雇用人材

平成 17 年度 16 人

平成 18 年度 16 人

平成 19 年度 16人

(略)

(2) 学校設置による経済的効果

(略)

・株式会社による大学及び専門職大学院の新設 (各 1校)の場合の試算 初年度 160 名 (うち科目等履修生 80 名を含む) から順次増加 し 4 年目 500 名の学生数が見込まれる。学生 1 ヶ月 1 名あたり 3 万円の消費をなすと仮定すると、年額換算では 1億 8000 万円の新たな消費が見込まれる。さらに学校スタッフとして 4 年間で概ね 100 名以上の追加雇用が見込まれ、地域における雇用の創出に貢献する。

(略)

新

以上の通り、学校設置により概ね4億7520万円の需要増加と、100名以上の新規雇用の創出がなされると考えられる。これは、2事業者の参画の場合であり、今後の事業者の拡大によっては、効果がさらに期待できる。

8 特定事業の名称

- ・816 学校設置会社による学校設置事業
- ・801-1、821 校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業
- ・811 校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業
- ・828 運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業
- ・829 空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業

9 (略)

構造改革特別区域計画 別紙

1~3(略)

4 特定事業の内容

(略)

<事業が行われる区域>

株式会社 東京リーガルマインド

- ・東京都千代田区三崎町2-2-6
- ・東京都千代田区三崎町2-2-12
- ・東京都千代田区三崎町2-2-14
- ・東京都千代田区三崎町2-2-15

デジタルハリウッド株式会社

・東京都千代田区神田駿河台 2 - 3

(略)

5 当該規制の特例措置の内容

(略)

これまで、デジタルハリウッド株式会社では、デジタルコンテンツ制作者を要請するための高度な内容の教育サービスを提供しており、同社が設置する大学及び専門職大学院は、IT の先端技術に習熟した人材を輩出するものと考えられる。また、株式会社 東京リーガルマインドは、司法試験、司法書士試験、公認会計士試験などの受験生を対象とした高いレベルの教育サービスを提供していることから、同社の設置する大学及び専門職大学院は、新しいビジネスを立ち上げる人材や総合法律情報の専門家、公認会計士を輩出することが期待できる。

(略)

IΒ

以上の通り、学校設置により概ね 2億1600万円の需要増加と、100名以上の新規雇用の創出がなされると考えられる。これは、2事業者の参画の場合であり、今後の事業者の拡大によっては、効果がさらに期待できる。

8 特定事業の名称

- ・816 学校設置会社による学校設置事業
- ・801-1、821 校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業

9 (略)

構造改革特別区域計画 別紙

1~3(略)

4 特定事業の内容

(略)

<事業が行われる区域>

東京都千代田区三崎町2-2-15東京都千代田区神田駿河台2-3

(略)

5 当該規制の特例措置の内容

(略)

これまで、デジタルハリウッド株式会社では、デジタルコンテンツ制作者を要請するための高度な内容の教育サービスを提供しており、同社が設置する専門職大学院は、IT の先端技術に習熟した人材を輩出するものと考えられる。また、株式会社 東京リーガルマインドは、司法試験、司法書士試験、公認会計士試験などの受験生を対象とした高いレベルの教育サービスを提供していることから、同社の設置する大学は、新しいビジネスを立ち上げる人材や総合法律情報の専門家を輩出することが期待できる。

(略)

新

横造改革特別区域計画 別紙

1~3(略)

4 特定事業の内容

<事業が行われる区域>

株式会社 東京リーガルマインド

- ・東京都千代田区三崎町2-2-6
- ·東京都千代田区三崎町2-2-12
- · 東京都千代田区三崎町 2 2 1 4
- ・東京都千代田区三崎町2-2-15

デジタルハリウッド株式会社

·東京都千代田区神田駿河台2-3

(略)

5 当該規制の特例措置の内容

(略)

(2) 校地・校舎を自己所有することが困難な理由について

本計画の事業体等は株式会社である。株式会社は、学校法人と 違って、補助金を受け取っていないうえに、法人税・地方税・固 定資産税(削除)を納入し、市場原理に基づいて事業を行ってい る。

(略)

構造改革特別区域計画 別紙

1 特定事業の名称

811 校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

デジタルハリウッド株式会社

代表取締役社長 藤 本 真 佐

住所:東京都千代田区神田駿河台2-3

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の変更の認定を受けた日

4 特定事業の内容

<事業関与主体>

デジタルハリウッド株式会社

<事業が行われる区域>

東京都千代田区神田駿河台2-3

構造改革特別区域計画 別紙

1~3(略)

4 特定事業の内容

<事業が行われる区域>

東京都千代田区三崎町2-2-15

旧

東京都千代田区神田駿河台2-3

(略)

5 当該規制の特例措置の内容

(略)

(2) 校地・校舎を自己所有することが困難な理由について 本計画の事業体等は株式会社である。株式会社は、学校法人と

違って、補助金を受け取っていないうえに、法人税・地方税・固 定資産税<u>・消費税</u>を納入し、市場原理に基づいて事業を行ってい る。

(略)

旧

<事業により実現される行為>

デジタルハリウッド株式会社が、大学設置基準第 37 条の規定より減じた校地面積により、千代田区内で大学の運営を行うことができるものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

別紙 と同様に、事業者が希望する地域においては教育上の特段のニーズがあるため、デジタルハリウッド株式会社は、土地建物の集積が極めて高いターミナル駅近辺の中心市街地で大学の運営を行う。このため、当該大学は大学設置基準第37条に校地として規定されている面積を満たすスペースを確保するのは、非常に困難な状況にある。

本特例措置の適用を受けて、大学設置基準第 37 条に校地として規定されている面積分の土地を所有しておらずとも、学生の多様な履修形態に応じて柔軟なカリキュラム編成により、各々の教育・研究は十分に行うことが出来、学生にとって支障はないものと考えられる。

さらに、本来、校地の維持整備にあてる資金を教育事業費に回すことによって、教師陣及び研究活動の充実が図られるものである。

構造改革特別区域計画 別紙

1 特定事業の名称

828 運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社東京リーガルマインド

代表取締役 反 町 勝 夫

住所:東京都港区愛宕2-5-1

デジタルハリウッド株式会社

代表取締役社長 藤 本 真 佐

住所:東京都千代田区神田駿河台2-3

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の変更の認定を受けた日

4 特定事業の内容

<事業関与主体>

株式会社 東京リーガルマインド

デジタルハリウッド株式会社

旧

新

<事業が行われる区域>

株式会社 東京リーガルマインド

- ・東京都千代田区三崎町2-2-6
- ・東京都千代田区三崎町2-2-12
- ・東京都千代田区三崎町2-2-14
- 東京都千代田区三崎町2-2-15
- デジタルハリウッド株式会社
- ·東京都千代田区神田駿河台2-3

<事業により実現される行為>

株式会社東京リーガルマインドおよびデジタルハリウッド 株式会社が運動場を設けることなく、千代田区内で大学の運 営を行うことができるものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

別紙 と同様に、事業者が希望する地域においては教育上の特段のニーズがあるため、株式会社東京リーガルマインドとデジタルハリウッド株式会社は、土地建物の集積が極めて高いターミナル駅近辺の中心市街地で大学の運営を行う。このため、キャンパス近隣に運動場を設けるスペースが存在しない。LEC 東京リーガルマインド大学の場合、運動場はキャンパスから離れた場所に設置されているが、このような運動場は、学生のニーズに応じた利用がほとんどされていないのが実情である。

<u>そこで、本特例措置を適用し、代替措置を講じることにより、運</u>動場を設けないこととする。

本特例措置を適用しても、当該大学が運動場を利用した「体育」 等の科目を設けていないため、教育・研究に支障を生じないものと 考えられる。

なお、当該大学では、運動場を設けないことによる運動を行いたい教員や学生に不利益が生じないよう配慮するものとしている。具体的には、運動場設置の代替措置として、学生のニーズを的確に汲み取り、学外スポーツ施設等と提携することを検討しているので、本区としても、むしろ郊外に運動場を設置することよりも望ましい措置であると考えている。

新 旧 構造改革特別区域計画別紙 特定事業の名称 829 空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 株式会社東京リーガルマインド 代表取締役 反 町 勝 夫 住所:東京都港区愛宕2-5-1 デジタルハリウッド株式会社 代表取締役社長 藤 本 真 佐 住所:東京都千代田区神田駿河台2-3 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 構造改革特別区域計画の変更の認定を受けた日 4 特定事業の内容 <事業関与主体> 株式会社 東京リーガルマインド デジタルハリウッド株式会社 <事業が行われる区域> 株式会社 東京リーガルマインド 東京都千代田区三崎町2-2-6 ・東京都千代田区三崎町2-2-12 ・東京都千代田区三崎町2-2-14 ・東京都千代田区三崎町2-2-15 デジタルハリウッド株式会社 ・東京都千代田区神田駿河台2-3 <事業により実現される行為> 株式会社東京リーガルマインドおよびデジタルハリウッド株 式会社が空地を設けることなく、千代田区内で大学の運営を行うこ とができるものとする。 5 当該規制の特例措置の内容 別紙と同様に、事業者が希望する地域においては教育上の特段 のニーズがあるため、株式会社東京リーガルマインドとデジタルハ リウッド株式会社は、土地建物の集積が極めて高いターミナル駅近 辺の中心市街地で大学の運営を行う。このため、大学設置基準第34 条に定められている「学生の休息・その他に利用するのに適当な空 地」のようなスペースを校舎とは別に確保するのは非常に困難な状 況にある。

『キャリア教育推進特区変更申請』新旧対照表

『キャリア教育推進特区変更申請』新旧対照表	
新	旧
校舎内においてそのような環境が確保されていれば、それとは別	
用する環境が整うと考えられる。具体的には、本特例措置を適用し	
ても、当該大学は、授業を行っていない時間帯の教室開放等による	
学内施設の効率的活用や、別紙の運動場と同様、学外施設との提	
携等を行うとしており、学生が休息その他に利用するのに適当な環	
境を有するので、大学の教育・研究上も支障はないものと考えられ	
3.	